

お客様各位

酒津商事株式会社

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置について

当社は、「電気・ガス価格激変緩和対策事業（※1）」に係る電気料金の特別措置を下記の内容で実施することとなりましたので、お知らせいたします。

記

【電気料金の特別措置の概要】

1. 特別措置の対象となるお客様

- ① 当社と電気需給契約を締結しているお客様
- ② 当社が媒介代理店となっている(株)エネクスライフサービスと電気需給契約を締結しているお客様

[gekihenkanwa_saitaku.pdf\(enexls.ne.jp\)](https://www.gekihenkanwa.saitaku.pdf(enexls.ne.jp))

※本措置の適用にあたり、お客様から当社にお申込みいただく必要はありません。

2. 特別措置の実施期間

2023年2月検針分から10月検針分（※請求対象は2023年3月請求分から11月請求までとなります。）

3. 特別措置の内容

毎月の電気料金を使用する中で、本事業において定められている以下の金額を燃料費調整単価から差し引くことにより電気料金を値引きいたします。

実施期間	2023年2月検針分(3月請求分)から 9月検針分(10月請求分)まで	2023年10月検針分(11月請求分)
単価：1キロワット時(kWh)につき	▲7.0円(税込)	▲3.5円(税込)

4. お客様へのお知らせ方法

この特別措置を適用している期間中は、毎月の請求書に記載しております電気ご使用量のお知らせに特別措置による値引き単価等を掲載致します。

(※1) 詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

また、政府による以下のお問い合わせ窓口が設けられています。

・電気・ガス価格激変緩和措置対策事務局 Tel：0120-013-305（受付時間 9:00～17:00）

以上